平安後期の侍所について

摂関家を中心に

木 泰

雄

は

元

侍所はまず宮中に出現するが、それは殿上の別称であった。藤原氏の侍所もほぼ同時期に成立するが、大盤、櫃、 本論は平安後期の摂関家を中心に、その主要家政機関である侍所の実態を解明することを目的とする。 簡等の備品

殿上と共通しており、両者が密接な関係にあったことは明白である。

ことに家司以下の名簿・令旨を収めた櫃、その出仕を管理する簡の存置は、家政機関内での主従関係の中枢とも言うべき侍所の性 さて、右の三つの備品は侍始においても重要な役割を果たしており、家政機関としての侍所の機能と不可分の存在と考えられる。

格を示す。 来の機能に密接した職務を有していた 侍所は別当・侍・所司等の職員を有するが前二者が家政全般に関与するのに対し、所司は檻の保管、着到記入、催促等、侍所本

六四卷四号 一九八一年七月

は ٣ め に

と考えられる。しかし、その実態について従来の研究はほとんど究明を加えていないのである。もちろん古くは和田英松® 氏の『官職要解』をはじめ、 ることが本稿の課題である。当時の日記を一読すれば明瞭なように、 平安後期 ―主として十二世紀 戦後の家政機関研究の起点となった藤木邦彦氏の論文などにも侍所に関する記述はみられる ――における貴族の家政機関であった侍所について、摂関家を中心にその実態を解明す 侍所は政所とも並称される重要な家政機関であった

端をも照射したいと考えている。

時

の

) 摂関家において侍所が有した意義を考究したいと思う。

は試みられることはなかったのである。 追求する意味もあって、 いずれもごく一般的な事実の指摘にとどまる。また、 家司制に集中した観があり、 家司が属する政所以外の家政機関や、 近年の家政機関研究の主な関心は、 その職員について詳細 「封建的主従制」 の源流を な分析

とも、 いて「侍考」において侍所の成立や侍の活動を精細に検討し、多大の成果をもたらした。 しての構造や機能 こうしたなかで、 氏の研究主眼は田中稔氏が提起した鎌倉時代における侍身分成立の前提を探ることにあり、の あるい について、 先年随身の存在形態を究明して家政機関職員の下層部を初めて研究対象に取上げた中原俊章氏の は家産機構内における侍の位置付などの指摘は、 成立期を除けば詳しく解明したわけではない。 家政機関研究にとって注目すべきものである。 ことに侍所の整備と内裏の蔵人 侍所自体の家政機関と

ないのであり、 所に関する史料も十二世紀に入って急増することになる。 しかも、 通常説かれるように、 それゆえに本稿は平安後期を主対象とするのである。 摂関家などで家政機関が整備され「所」 従って、 この時期の研究がなされぬ限り侍所の本質は把握し得 が確立されるのは十一世紀以後であり、 また侍

されてい はり摂関家の侍所が最も大規模で整備されたものと考えられるためでもある。さらにまた、® 摂関家を考察の中心としたのは、 なかった、 当時の摂関家における家政機関全体の構造や主従関係にも言及し、 当該史料の大部分が摂関家に関係しているという史料上の 中世成立期の摂関家が有した特質 侍所の解明を通して従来顧慮 制 約にもよるが、 S.

格を通して侍所の特質を解明する。 おける侍所の成立と展開にふれる。 さて以上の目的に到るために次のような方法で論を進めたい。 そして最後にこの特質との関係に留意しつつ、 第二に、 十二世紀を中心に摂関家の侍所開設及び職員補任に関する儀式の意味や性 まず第一に宮中との制度的連関に注目しながら、 侍所職員の活動・ 職務内容を論じ、 藤原氏

- ① その例証としては第一に、史料に出現する看であった点などが指摘し上げられたのは政所と侍所であったし、第三に家政機関職員補任でも上げられたのは政所と侍所であったし、第三に家政機関職員補任でも最初に任じられたのは政所と侍所に関する頻度が他の「所」に比し
- ② 『修訂官職要解』二四一、二頁
- ③ 藤木氏「奈良平安朝の権勢家の家政について」(東大教養部紀要一『歴史と文化』)
- 大饗亮氏「平安後期律令官制における主従的構成」(同氏『封建的主従制成立史研究』第五章所収)、佐藤堅一氏「封建的主従関係の源主従制成立史研究』第五章所収)、佐藤堅一氏「封建的主従関係の源主従制成立史研究』第五章所収)、佐藤堅一氏「封建的主従関係の源主従制成立史研究」第五章所収)、佐藤堅一氏「封建的主従関係の源主だ制成立史研究」第五章所収)、佐藤堅一氏「封建的主従関係の源主だ構成立史研究」第五章所収)、佐藤堅一氏「封建的主従関係の源主だ構成立史研究」第五章所収)、佐藤堅一氏「封建的主従関係の源主だ制成立史研究」第五章所収)、佐藤区一氏「封建的主従関係の源主だ制度としており、当然侍所には僅かにふれられているにすぎない。
 大饗亮氏「平安後期律令官制における主従的構成」(同氏『封建的主従制成立史研究』第五章所収)、佐藤区一氏「封建的主従関係の源主が出ているが、これは摂関家の政治的権成」(同氏『封建的支持の表述という。

たことの根底に存すると思われる。

- ⑤ 中原氏 『中世随身の存在形態-随身家下毛野氏を中心にして-」
- 同氏「侍考」(『ヒストリア』八三号)
- ての侍の関係がやや曖昧となった面がある。こうした身分制の問題を重視したために、侍品と、家政機関職員としいので、「ののでは、「ののでは、「ののでは、」ののでは、「ののでは、「ののでは、」のでは、「ののでは、
- 当時は言う迄もなく院政の全盛期であり院の侍所のあり方も当然 と記されているし、『台記』天義元 (一一四四) 年五月三十代。所, 。 『拾芥抄』中第八院司部によれば院司の一つとして 十日条には崇徳院侍所司の名も見え、院においても侍所が家政機関化していたことは疑いない。しかし、院侍所の実態はほとんど史料からは把握し得ないのである。活動例も僅少で、また院司補任例にも侍所は把握し得ないのである。活動例も僅少で、また院司補任例にも侍所は把握し得ないのである。活動例も僅少で、また院司補任例にも侍所は把握し得ないのである。活動例も僅少で、また院司補任例にも侍所は把握し得ないのである。活動例も僅少で、また院司補任例にも侍所の元足は、 個然の問題でなく、本来規模も小さく、機能も乏しい存在であったことに由来するのではなかろうか。また、先出の『拾芥抄』の記事によとに由来するのではなかろうか。また、先出の『拾芥抄』の記事により本論では院の侍所のあり方も当然

第一章 侍所の成立

1 宮中の侍所

紀末乃至十世紀に、 史料上、最初に侍所が出現するのは、やはり宮中である。中原氏は「侍考」において宮中の侍所に言及し、それは九世 所謂「所」の一つとして成立するが、組織化せず、天皇の宴饗の場や侍臣の詰所として用いられ、 藤

原氏の侍所とも密接な関係をもつと推定している。そこで、まず宮中の侍所を取上げ、 藤原氏のそれとの連関を考えるこ

とにしたい。

侍所と称したと考えられ、 ② 藤原氏等の侍所と殿上が密接な関係にあったと推定されるのであり、 「殿上事」という注記があり、 十世紀における宮中の侍所にふれた史料として『西宮記』巻十九所収の「清凉殿侍所」の記述が注目される。 - 従って、侍所とは清凉殿の殿上の別称に他ならないことは明白と言えよう。当時一般に、人々の詰所、 このために侍臣の控えの間である殿上にもかかる呼称が付されたのであろう。 しかもその内容は同害の「清凉殿殿上侍臣座」に関するものとほとんど一致しているので 両者間の連関が問われねばならない。そこでまず殿 ずれにせよ、 控えの場を これ には

有"四間"。南一間壁下立"御倚子"、同殿上侍臣座

上

一の備品等についてやはり『西宮記』

の記事より考えてみよう。

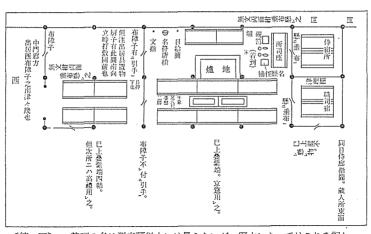
右より殿上には倚子、二種類の大盤、 東南。 三間立。王卿大盤。 四尺。 四間立』侍臣大盤。 二八門尺 西北小戸下置1日記櫃? 天皇出御の座であ 其南方立。日給館。

る役割をもつ日給簡、③ る倚子や饗に用いる大盤の存在は先述した侍所の性格と符合するが、 面を示すものである。 殿上日記を収納したと思われる日記櫃などは、@ このように備品を通して殿上の性格は窺知しえるのだが、 日給簡、 日記櫃が設置されていたことが判明する。このうち、 単なる侍臣伺候の場にとどまらない殿上の異なった 一方で殿上人の姓名を記して、その出仕をも監視す これらの備品の有無、 あるいはその使

用法や性格の共通性に注目しながら、 藤原氏等の侍所との関係を考察してゆきたい。

2 藤原氏の侍所

定の場所を意味したのであり、 諸 E院や藤原氏でも十世紀には侍所が出現するが、 © 侍所という場所が鎌倉幕府の建造物にまで継承されてゆくのは周知の通りであろう。 藤原氏では忠平のそれが初見である。 ® 後に家政機関化するが本来は特 藤原



* 着到の名は群書類従本には見えないが、写本によってはこれを記し [第一図] たものもある。なお着到については第三章で詳述する(59百)。

伝旨

第三

「舗設装束」

所収の侍所に関する記事である。

滥

Ď. Ø るの れる 設置を示す史料を二例提示しておこう。 しつつ考察する。 らに諸儀式における吉書始、⑨ を行なう場であっ 氏の場合、 比におい 成立当初の侍所と比べれば恐らく相当整備、 次 ú が E 般の侍臣が伺候するとい か ても興味深い 侍所の有様を詳細に伝える 僅少な事例であるし、 :かる侍所の備品について、 十二世紀末の三条・中山両家の故実を記した 侍所は侍が伺候したり、 そこでまず藤原氏に関係する侍所の備 たのは当然だが、 事実が見出されるのである。 陰陽勘文作成の場にも用いられてい . つ た殴上と共通した性格も見られ、 先述の殿上のそれとの関連に留意 このほかにも様々な饗所となっ 侍始など機関としての侍所の儀 6 ずれも十二世紀の史料で、 拡充されたものと考えら さて最初に取上げ 品 「三条中 殿上との対 調度品の る。 Ш 式 さ

、蔵人所摂関家における侍所と蔵人所の関係は後述 次に、 巻 敷|紫・帖二枚。 戸辺通コ逼長押、立ュ朱漆辛櫃一合。 其傍立。日給简幷文杖等。火炉北辺 侍所 合。成學。北庇幷東西遣戸共懸。紺垂布。 |所収の永久三(一一一五)年における か 障子上以東敷1紫・帖六枚° 対感。 (端イ) つて太田静六氏が東三条殿の復元にも用い 行。傍東遺戸敷。同帖一枚。 其間立1朱漆台盤二 (傍点引用者 行。"為I所司座。 「東三条殿装束指図 (四二頁)、 · たai 厕 **『**類 其前置「硯 北庇西 聚 この 雜

場 ょ 要 中心に論じたい。

合は侍所より改称されたものであろう)の図を掲げることにする。(第一

٠ ر これら備品の使用法や意味について検討を加えねばならないのは言うまでもない。そしてさらにこの点より、 けつつ整備されたことは明瞭なのである。 要な備品との共通性は疑いないと言える。これによって、 が家政機関として確立される過程と、 しての活動の特質も把握し得るのであり、 される。 両者を比較すれば、 その備品の中で注目すべきは傍点を付した二つの台(大) その調度、 備品の一致は明白で、 摂関家における蔵人所と侍所の関係の二点について、簡単にふれておくことにしよ しかし、例えば櫃のように殿上とは性格を異にするものもあり、 次章において詳しく論じることにする。 当時の上流貴族の侍所においてそれらが共通していたものと想定 藤原氏の侍所は清凉殿殿上と密接な関係にあり、 盤、 日給簡、 そして櫃の三者で、倚子を除く殿上の それに先立って本章では、 その影響をう 侍所における か 家政機関 かる侍所

3 侍所の拡充

整備過程は中 実態は成立当初と、 殿上と異なり -原氏の研究にある通りで、 、家政機関化した侍所の、 + 世紀の家政機関確立以後とでは大きく異なると思われる。 宮中における蔵人所の展開と関連しつつ機関化したものと思われる。 機関としての拡充についてふれておこう。 藤原氏等における侍の出現や、 ここでは、 十一世紀における変化 侍所 機関 0

機関の 侍所の実態が 窺知し得るようになるのは 十世紀末以後で、)研究がある。 「候"侍所」之男」 に二箇所しか記録されていないし、 氏によると実資の侍所には職員として別当、 とあるように、 侍は単に侍所に伺候する者と認識されていたにすぎないのである。 侍の活動もほとんど目立たず職務も不明瞭である。 当時の侍所を取扱った例として渡辺直彦氏の藤原 侍、 小舎人が見出されるという。 やはり しかし別当の補任例は 『小右記』 方、 実資家家政 機関

しての活動例としては、石塔造立や写経が渡辺氏に指摘されているが、これらはいずれも家政の中でさして重要な意味を

こうした事情は、 有したとは考え難い。こうしてみると、当時の侍所は職員数も寡少で家政機関としても貧弱なものであったと考えられる。 摂関家本宗たる道長らの場合にも共通していたことであろう。 かかる侍所の実態も、 十一世紀半ば

摂関家では頼通の代――を境に大きく変化するが、その特徴を具体的に指摘しておこう。

動も顕著となる。一方、別当についても侍所の設置と同時に数名が補されており、職員数自体の増加も看取される。® ® まず組織の拡大が明白となる。例えば役職として別当のほかに所司が頼通の時に出現し、® 侍所機能の多様化あるいは家政における重要性の増大等々を意味していると言える。 十一世紀末ごろより勾当の活

ように、侍所に詰める者から、幅広い家政に携わるようになったとみなし得るのである。 の活動が頻繁になるが、その職務は家司と同じく家政全般に亘る多様なものであった。また、 侍所を構成する職員のあり方にも変化が見られる。例えば後述(四六頁)するように、 侍も所々の預等をも兼ねた 侍所別当と関係の深い職

所に関する考察を進めてゆくことにする。 のである。従って多くの家政機関の中で侍所が重視された原因、あるいは当時の職員機構の特質を念頭におきながら、 以上のように、十一世紀半ばにおける家政機関の確立と、それに伴なう職員機構の拡充を背景として、 侍所は変容した

機能を継承したものと考えて差支えないのである。また場所としての蔵人所も侍所を改称したもので、先述のように 白の時にも設置されるようになった家政機関で、侍所より分置または改称されて成立している。従って実質的には侍所の時にも設置されるようになった家政機関で、 しかし言うまでもなく蔵人所の事例が直ちに他の侍所にもあてはまるとは考え難いので、この点は慎重に配慮したい。 備品も侍所と同一である。 こうしたことから、以下本稿では摂関家蔵人所も侍所の一つとして考察の対象とする。 摂関家における侍所と蔵人所との関係に付言しておく。蔵人所は元来「摂政家礼」であったが、 教通以後は関 <u>回</u>

① 殿上侍臣座の記事は本文に記す通りだが、以下清凉殿侍所の記述を

引用してみよう

殿上事 清凉殿侍所

42

- た場所を侍所と称したことがわかる。 例えば『寛平御遺誡』に「女房之侍所」とめって、女房が控え、伺候し海抄』絵合に「女房の侍は台盤所也」とあって、女房が控え、伺候し
- ④ 殿上日記については、橋本義彦氏「外記日記と殿上日記」(同氏『平どに関しては東野治之氏「奈良平安朝の文献に現われた木筒」(同氏どに関しては東野治之氏「奈良平安朝の文献に現われた木筒」(同氏が正倉院文書と木筒の研究』所収)三〇頁に詳しい。 おお、その性格、沿革などに関しては東野治之氏「奈良平安朝の文献に現われた木筒」(同氏『平安時代に入ってから設置されたと考)。 日給簡は殿上簡とも称され、平安時代に入ってから設置されたと考

安貴族社会の研究』所収)でその特徴に言及されている。殿上の蔵人

- ⑥ 『貞信公記抄』延喜十九年十月廿四日条。
- ① 波辺直彦氏の前掲論文によれば、『小右記』にも侍所が鐚所に用いの 波辺直彦氏の前掲論文によれば、『小右記』が、それ以後にも同様られた記事があったという(前掲書二二九頁)が、それ以後にも同様にか元を元年十一月二日条、『合記』保延二年十月十一日条、『兵範記』にも侍所が鐚所に用いて、渡辺直彦氏の前掲論文によれば、『小右記』にも侍所が鐚所に用いて、渡辺直彦氏の前掲論文によれば、『小右記』にも侍所が鐚所に用いて、渡辺直彦氏の前掲論文によれば、『小右記』にも侍所が窓所に用いて、渡辺直彦氏の前掲論文によれば、『小右記』にも
- ・ 古書始と侍所との関係について、『三条中山口伝』第四乙には次の

吉雷事

○可、行::吉書:事 年始 慶賀 移徙 嫁娶 ○覧下儀 当月年○可、行::吉書:事 年始 慶賀 移徙 嫁娶 ○覧下儀 当月年(傍点引用者)

おこう。
陰陽師による勘文作成の例は多数あるが、そのいくつかを例示して

① 太田氏「東三条殿の研究」正・続篇(『建築学会論文集』二十一、(荷前日時勘文)、『兵範記』保元二年八月九日条(大變の勘申)等。(荷前日時勘文)、『兵範記』保元二年八月九日条(大變の勘申)等。「疾醫寮官人持立参明年御忌勘文并侍所新曆二巻。(中略)新曆留上侍「陰陽寮官人持立参明年御忌勘文并侍所新曆二巻。(中略)新曆留上侍「陰陽寮官人持立参明年御忌勘文并侍所新曆二巻。(中略)新曆留上侍「陰陽寮官人持立参明年御忌勘文并侍所新曆二巻。(中略)新曆留上侍「陰陽寮官人持立参明年御記」保元二年八月九日条(大變の勘申)等。

・ 当時の関白藤原忠実が東三条殿に参入した際に、「装束」(調度・

二十六号

- ⑩ 渡辺氏、前揭論文。
- 渡辺氏、前掲論文 (二二九~三〇頁)。
- 『小右記』長和四年四月廿三日条。
- ほほとんどなく、その実態を把握することは不可能である。 『御堂関白記』をはじめ、当時の史料には道長の侍所に関する記事

- T? 雅、内蔵允藤原良任の二人の名が記されているのが早い例であろう。 (蔵人所と侍所の関係は本文後述(四二頁)参照)として典薬允惟宗経 『宇治関白高野山御参詣記』 永承三年十月十一日条に、 蔵人所司
- をうけた源頼家を「殿勾当」と記したものが指摘されよう。 勾当の早い例としては『左経記』長元八年正月九日条に、歳人宣旨
- 始では、藤原親隆ら四人が補された例(『台記別記』巻三、 久安四年 る職事が二人任ぜられているし、さらに久安四年の頼長の妻幸子の侍 八月十四日条)などがある。 (『中右記』 大治五年四月十九日条) では各々、事実上侍所別当とな - 嘉承二年の忠通の元服(本文四七頁参照)や大治五年の頼長の元服
- 思われる。 『康平記』康平四年十一月廿二日条などが職事の出現する早い例と
- (21) 中原氏、前揭論文
- ② こうした家政機関の確立は、摂関家の場合道長の時代になされたと 家においても多くの家政機関が設置されるようになったが、このこと えられる。従って、この時期に到って初めて、家政機関の実質的な内 どに見られる職員機構の拡充は明らかに頼通の時代に行なわれたと考 考えられることが多いが、本文中に記したように職事や所司の出現な について佐藤竪一氏は前掲論文において、単に自家の権威を向上させ 容も整備されたものと考えるべきであろう。また、道長と同時期の諸

ようとする形式的なもの(二五○頁)としているが、正しい指摘と思

機構拡充の画期であろう。 おいても侍始が確立されるのであり、この時期が諸家の家政機関職員 なお次章でふれるように十二世紀に入ると摂関家はもとより諸家に

- て、次のように記されている。 凡蔵人所へ摂政家礼也。而前二条遐幷故大殿二代関白時、(敎通)((简通) 『中右記』 嘉承元年正月九日条に、 関白忠実の蔵人所分置に関し
- 人所₁也。依₁件吉例`, 此時被չ置也 関白家の例としては『兵範記』保元三年八月十一日条に、 基実の侍

所を蔵人所に改める際、その先例が記されている。

其外京極大殿以後、以"元侍"号"嚴人所"。別又無"侍所"也"(師実) (師実) 無"侍所"。 大二条殿関白之時申"合字治殿、依"彼仰"別被 ;;;待所;。大二条殿関白之時申;;合字治殿、依;彼仰;別被;定;합侍所;《敬通》 (敬通) 本侍所可;号;蔵人所。 毎事不;改;本儀。 簡名簿唐櫃等如;元。別又

兼実が指摘されるが、ここでも侍所を分け蔵人所が設置されており、 これに対し、摂政家の例としては文治二年六月十九日(『玉葉』)

蔵人所が侍所より成立する点は同じである。

侍始に際し、その職員は近衛殿蔵人所に着したが、これについて「以in 侍所·称·蔵人所·故実也」と記されている。 『兵範記』久安五年十月廿六日条によると摂政忠通の北政所准后の

侍始と職員機構

職員補任と侍所

本章では、 家政機関創設に伴なう職員補任、 および侍所開設の儀式を通して、 職員機構と侍所の特質、 そして全家政機

関の中で侍所が占めた位置について論じることにする。

るようになる。 十二世紀に入ると、 その中から『台記別記』仁平元(一一五一)年二月十六日にある藤原頼長の三子隆長元服の際の職員補任記 藤原氏など有力貴族の子弟が元服したのに伴な Ñ 家政機関を開設したことにふれた史料が散見す

事を引用し、 衣家 司、 家政機関職員の構成、 侍所との関連、そして補任手続等について言及する。

知家事、 **貞俊朝臣、** 皇后宮少属

初臣、皇后宮苑顕憲朝臣、 尾張守親隆朝臣、日向守有

案主、 右衛門少志惟宗清俊

已上有!仰書? 他做5此。

出納、 小野重清

已宣

職事、 散位盛憲、 同憲親、

已上有i仰書i

所司、 治部丞中原親賴

口宣。

侍 惟宗長賢、内匠允縣原忠親、大炊允惟宗信賢、采女佑平政親、前内蔵助為経、散位宗長、散位忠親、散位為雅、内蔵助広季、

右衛門尉紀遠寅、左兵衛尉源行賢、玉祖成長、紀宣綱、宮道重能散位清稙、散位義盛、兵部丞中原親頼、刑部丞惟宗仲賢、縫駿允(治カ)

日上、 名簿與有前仰書

雜色長、 右近府生秦公前、丹波綠藤井花里

旦上、 П

ここで補任された職員の中で、

家司

は周

知の通り主として政所別当となる、

宣

全家政機関職員の最上層を占める者であり、 45

られ、 成は、 それに続く知家事・案主は時に下家司とも呼ばれる政所の下級職員を意味した。一方、職事は基本的には侍所別当に任じ ことが明示される。また補された人々の中で侍の人数は過半に及んでおり、家政機関の活動の中軸となったことを示唆し ようにその職員の中枢は大部分が政所および侍所に関係しており、ここからも侍所が政所と並ぶ重要な家政機関であった たのである。ところで、 他の家政機関創設による職員補任の場合も同様であり、彼らこそが家政機関の中枢を占めた、特に重要な存在だっ。 家政機関職員として家司に次ぐ地位にあった。また所司、侍もともに侍所に関係した職員である。 当時の摂関家には『拾芥抄』からも窺えるように多様な家政機関が存在していたが、右に述べたの かかる職員の構

るのは言うまでもない。 ® も兼ねた侍にも共通するのである。 も広く家政全般に関与していたし、所々の別当を兼務したり家司が侍所別当になった例も存するのである。こうしてみる。 なおここで注意しておきたいのは、 家司、職事とは、 所々の別当たりうる地位にある職員の階層を示す呼称といえよう。これは所々の預や政所の家令等 かかる職員の特質を念頭においた上で、侍所の機関としての活動を究明する必要があ 家司、 職事は各々単に政所や侍所の別当を意味したわけではない点である。いずれ

ている

任方式の相違は、 すという略式がとられ、 所の下家司であり、 政所別当の奉書形式をとる。この仰書をうけるのは、先述の如く所々の別当たり得る階層に属する家司・職事・および政® 「口宣」又は 知家事、 前掲の『台記別記』の記事により、職員補任手続についてもふれておきたい。 宣 案主、そして職事には「仰書」 やはり大夫層である別当、 がなされたという。 家政機関職員の上層を占める人々であった。それに次ぐ侍には正式な文書発給はなく名簿に仰書を記 それ以下の職員には仰書は一切なく、 このうち、仰書は時として「令旨」とも称される補任辞令とも言うべきもので、 それに次ぐ侍品、それ以下という家政機関職員の階層区分と関連しているの があり、 侍に対しては名簿に仰書が書加えられたのに対し、 口頭で補任の旨が伝えられていたごとくである。 史料を一見して注目されるように、 他の者には かる補

ではないだろうか。

以上、家政機関職員の補任と、 その特質について論じてきたが、 次に侍所開設の儀式 侍始 を取上げ、 侍所機能

を考えることにしたい。

任を行ない、それに続いて侍始が挙行された。もっとも宗忠自身は召集に洩れて伝聞に依って概略を記したにすぎないが、の 皇子顕仁親王(崇徳天皇) 侍始という語が同時代の史料上で初めて確認されるのは『中右記』元永二(一一九)年六月廿八日条で、鳥羽天皇の第 の場合である。 顕仁は生後間もなく親王宣下をうけ、この前日には主要な家政機関職員の

今日若宮侍始也。 (中略)後聞、 西対代廊南庇立"大盤,居,變、居,竝朱器、其上方居,土高机。 **墾大臣料**歟。 諸卿着「大盤、 有益 まずはその記事を見てみよう。

酌。(中略)次覧』侍簡。次覧』吉書。

の補任も記されており、侍始と関連していたものと考えられる。 これより、 大盤を囲んだ鑩、侍簡や吉書の歴覧等が侍始の主な内容であったことがわかるが、 『長秋記』同日条には侍

一〇七)年四月廿六日条所載の藤原忠通元服とそれに伴なう職員補任に関する記事は次の通りである。 以上、十二世紀初頭の親王家の例を取上げたが、次に同じ頃の摂関家を考察することにしよう。 『中右記』 嘉承二 (一

殿下召』右大弁時範朝臣、被5仰三下家司以下。 家司三人。 仲朝臣、土佐守盛東朝臣、(忠東) 雜色長一人。(本長也)、侍所司。倫 職事二人。和泉守高仲兼、 知家事一人。 贞允 發佐 、伯

案主

雑色長。散位仲清書」簡。 兼近へ御元服以前早且被」補

人々名簿令\圕n付於簡。人々着1始侍大盤

この史料によれば、 家司・職事以下の職員補任に続いて、 捧呈された名簿に基づいて簡が作成され、さらに大盤を囲ん

(509)

上で重要な手掛りを与えてくれるものと考えられる。そこで以下、職員補任、侍簡の作成、そして大盤を用いた鏗とい ことは偶然ではなかろう。こうした侍始の儀式は十二世紀を通して継承されており、この時期の侍所が有した性格を知る で饗が行なわれたというのである。 摂関家でも侍所創設の儀式は確立されていたものと思われるが、 これは侍始の称こそないが、事実上先の親王侍始と同一内容と言えるのである。 かかる史料の出現と侍所拡充の時期が一致した 従っ

た侍始における主要な儀式について検討を加えよう。

賀するものではなく、侍大盤の使用開始、そして饗所としての侍所の成立を象徴する儀式と思われる。 始に際して重要な役割を果たしていたことが判明する。次に、各々の用法と意味を検討することにしよう。 うに捧呈された名簿が櫃に収納されることを考え合わせるならば、 これら三つの儀式に関して、まず注目されるのは大盤や簡の如く殿上と共通した備品が用いられたことで、 まず大盤を用いた變であるが、 右に引用した忠通元服記事に「着"始侍大盤」」とあるようにこれは単に侍所の成立を慶 第一章で指摘した大盤・簡・櫃の三備品がいずれも侍 後述するよ

(一一四九)年十月十九日条所載の藤原師長 次に職員補任に伴なう儀式と、 侍所との関係にふれるが、この点の解明に好適な史料と言えるのが、 (頼長の子、先述の隆長の兄) の例なのである。 『兵範記』 久安五

入道殿召1信施(はま) 書曰下家司職事。次加」名簿等令旨。張各一两注之。 被」仰』家司職事下家司等事。 奉,仰退7出侍所、召7集人《名簿,入』葛筥。更参進令、覧、之。 次家司職事令旨并名簿別表紙等1 等 下"所司縫殿允惟宗長賢1了。 即返給。 (中略)

等納、櫃

所司付,封居,倘下

員の名簿と令旨を保管する場所であったと結論されるのである。こうした侍所の性格は、機関としての侍所の職員が果た このように、 主従関係締結に伴なう手続を処理するとともに、 そして、 職員補任の時に捧呈された名簿は侍所に集められ、 それ以後も名簿と令旨は櫃に収められて簡と同じく保管されることになる。 職事や侍のみならず、 補任辞令である令旨や、 家司をも含めた家政機関の主要職! 後述する簡の作成に用 従って侍所は、 職員 られ

48

した役割とも何らかの関連をもつものと推察されよう。

さて最後に簡について論じることにする。

3 所

侍所簡を取上げる前に、 殿上簡についてふれておこう。 『禁秘抄』によれば、それは次のようなものであった。

殿上人ノ名ヲ三段『誌タリ。上ハ四位、中ハ五位、下ハ非蔵人ナリ。名ノ下ニ紙ヲ押テ上日ヲ付ク。放紙ト云。夜ハ袋ェ入、

昼ハ袋ョタタミテ

机ノ下三置々の

注意すべき点は、 殿上簡が単なる殿上人の名札ではなく、 放紙によって上日を算定して功過を定めるためのものであっ

たことである。このことが殿上簡を日給簡とも称した所以にほかならない。

では摂関家の侍所簡は如何なるものであったのか。 先述した『兵範記』久安五年十月十九日条の師長元服に関する記事

に、作成された簡の内容が記されている。

令"散位為雅書」侍所簡并袋銘

上銘云、侍所日給。次家司三人。職事二人。次堺。侍五位四人。下堺。

同六位有官無官六人。

(中略)

袋銘如、常

次簡入、袋、職事仲行付、封。倍而立長押南遣戸。

侍のほかに家司も含まれていたのである。従って侍以上の主要な家政機関職員は、ほとんど侍所簡によってその出仕を管 された人々の出仕を管理するためのものと考えられる。さらにその管理対象となった職員の中には、 簡と同一であった。またすでに前章でもふれたが(四一頁)、「日給簡」とも呼ばれていたのであり、殿上簡と同様、 侍所と関係する職事、 記名

侍所簡の形態が上下二つの堺に区切られ三段に姓名を記したものだったことや、袋に納められた点など、明らかに殴上

(511)

れていたのである。 その存置がふれられており、機関としての侍所の機能にとって不可欠な存在だったことは明瞭と言えるだろう。さらに、 関係の維持、統制の中枢とも言うべき性格を具有していたのである。そして、これらは侍所の改変や移転に際して、必ず® 饗所という一面を物語るのに対し、他の二者は侍所の異質な面を示す。即ち、主要な家政機関職員の名簿と令旨を収納し かかる主従関係を統轄する機能を有したがゆえに、侍所は全家政機関の中で、文書発給の中心である政所と並んで重視さ た櫃、また彼らの出仕を監督する簡を保管することにより、侍所は職員の名称、任免、出欠を全て把握した、いわば主従 以上、侍始の儀式に用いられる大盤、櫃、簡の使用法、性格を通して侍所の特質と機能を考察したが、このうち大盤

して史料に登場する別当、所司らの具体的な活動に注目し、 かくて、侍所の特質、さらにその機能や家政機関内における位置が浮彫にされたことになる。そこで次に、侍所職員と 右のごとき特質、機能がいかに顕現しているのかを論じよう。

① 藤原頗長の元服に関する『中右記』大治五年四月十九日条によると、この時補された家政機関職員の中に、「下家司三人。血塚祢宗正、な所有。如家事、案主は「宜、今、役。大夫方政所事。」とあって、政所補された知家事、案主は「宜、今、役。大夫方政所事。」とあって、政所補された知家事、案主は「宜、今、役。大夫方政所事。」とあって、政所補された知家事、案主は「宜、今、役。大夫方政所事。」とあって、政所補された知家事、案主は「宜、今、役。大夫方政所事。」とあって、政所補された知家事、案主は「京、大治五年四月十九日条によると、この時補された。」といる。

② 右にも記した師長の元服に際して

従五位下藤原朝臣経憲

して任じられるのは必ず五位以上の大夫層であった。『殿暦』嘉承元とある(『兵範記』久安五年十月十九日条)のはその好例である。そ一被、仰偁、件人等宜、為.,大夫方侍所別当,者。

家司、職事、下家司、侍の各職員が補されていた。家司、職事、下家司、侍の各職員が補されていた。 十二世紀前半の摂関家に関する元服に際し、職員補任が記録されている例には、忠迪、頼長、師長、隆長等があるが、いずれの場合にもいる例には、忠迪、頼長、師長、隆長等があるが、いずれの場合にもいる例には、忠迪、頼長、師長、隆長等があるが、いずれの場合にもいる例には、忠迪、頼長、原司・非二本職年七月廿九日条の記事によると、「今夜時範男実親任…家司・非二本職年七月廿九日条の記事によると、「今夜時範男実親任…家司・非二本職年七月廿九日条の記事によると、「今夜時範男実親任…家司・非二本職年七月廿九日条の記事によると、「今夜時範男実親任…家司・非二本職年によると、「今夜時範男実親任…家司・非二本職年によると、「今夜時範男実親任…家司・非二本職年によるといる。」

関白家蔵入所等無い。近衛大将同之。 執事 年預 弁別当④ 『拾芥抄』中、院司部第八には次のように記されている。

文殿

⑥ 儀式等において行事として指揮、運営にあたるほかに、家司、職事

のは「厩別堂」の地位であった(同書、元永元年閏九月廿日条)。こうった(同書、嘉承元年四月三日条)が、後年勘当された際に免じられた **嘉承元年正月九日条)ている。同じく忠実に仕えた源雅職は職事であ** であった(同年五月廿一日条)高階資泰が随身所、 侍所 別当を 兼務 ともに使者となったり前駈を勤仕した例などは枚挙に暇がない。 した例からみて、単純に家司即政所別当、職事即侍所別当と断ずるわ していたとあり、その先例も存したという。また忠実の家司であった (『殿暦』 康和五年十月三日条) 藤原以綱も侍所別当に任じられ (同書) 後でもふれる(五五頁)『玉葉』文治二年八月六日条には元来家司

補されたと言うことができよう。 で所々の別当となり、一方侍品の者は侍になった後、所々の預などに 所々の預たりうる職員の階層をも意味したと言えよう。 補されるとした。従って侍は、単に侍所の職員を意味したのではなく 階層に大別し、別当には大夫層が補任されるのに対し、預には侍品が 中原氏、前掲論文参照。氏は家政機関職員を、別当、預、下部の三 このように考えると大夫層の職員は家司・職事に任じられ、その上

けにはいかない。

8 言い換えれば、侍所に関係の深い職事や侍等の活動事例を集積して 、侍所自体の活動を解明することにはならないのである。

長の妻室幸子侍始に関する記事を取上げよう。 「仰書」の例として『台記別記』久安四年八月十四日条所載の、 鯂

従四位下行尾張守藤原朝臣親隆 散位従五位上藤原朝臣敦任

散位從五位下藤原朝臣憲親

被5仰偁、件等人、宜5為三三位御方別当1者。(幸子)

久安四年八月十四日別当従四位下行尾張守藤原初臣親隆奉。

兼実北政所家司補任)。 一方、「令旨」の例は次の通り(『玉葉』 文治二年六月十九日条

大蔵卿正四位下蔵原朝臣宗頼、正四位下行太皇大后宮克兼伊予守源朝臣季長、正四位下行太皇大后宮克兼伊予守源朝臣季長、

(以下人名略)

右被5仰偁、件等人宜5為1北政所別当1者。

文治二年六月十九日、

別当大蔵卿正四位下藤原朝臣宗頼幸。

目される。 家・三后の発給する文書の名称とされる「令旨」とも呼ばれた点は注 このように、両者の様式は全く同一である。補任辞令が、通常親王

注記されている。これにより、侍始=侍所の成立によって良通が令旨 職事・勾当を補任した際、 を発給するようになったことが判明する。 なお『玉葉』治承三年十二月十二日条によると、兼実の長子良通の 「大将方令旨也。 依ュ為ュ侍始以後ュ也」 と(負通)

- の語義より考えれば口頭での命令と解すべきであろう。 仰書、只口宣同下知了」とあり、仰書のない補任命令を示すが、「口宣」 『兵範記』久安五年十月十九日条の師長元服の記事に「出納重清無
- じたとあり、また所司による侍統率の事例も見られ(後述(六一頁)) 手続がなされたものと思われ、階層的に下位ではなかった。一方『中 所司は一般の侍より上位にあったと言えよう。 右記』大治五年二月廿七日条の中宮所充の記事には侍上脇を所司に任 但し、所司は侍の中より選任されたために略式の口宣によって補任
- る。儀式の主な内容は侍所における饗、簡や吉書の歴覧等で、本文に 和五年六月廿八日に、宗仁親王(鳥羽天皇)の侍始が行なわれたとあ 『伏見宮御記録』利四十三「鳥羽院立親王事」によると、すでに康

引用した顕仁親王の例と概ね同一であった。

- 御監が補任されている。 『長秋記』元永二年六月廿七日条、この日、家司、職事、侍、蔵人、
- 14) 「被」加「仰侍五人」」されたことを記している。 親王家と対比すると、同時に家政機関職員補任を行なった点が相違 『長秋記』 元永二年六月廿八日条では 「所始」 と称して、 この日
- まれることが明記されている。 年十二月八日の良通侍始では、家司以下の職員補任が侍始の儀式に含 通のごとく職員が補されている。そして先にもふれた『玉葉』治承三 している。摂関家では記録に見出される全ての元服に際して、この忠
- の変化とも考えられるが、それ以後の諸々の侍始でも簡の作成はなさ れており、単なる記述もれである可能性が強い。 但し、治承三年の良通の場合には簡の作成が記されておらず、儀式
- けて侍所所司が行動していたことは注目されよう。 右に引用した『兵施記』の師長元服の記事の中でも、信範の命をう
- に、摂関家及びその子弟の侍簡には家司以下主要職員名を記したもの 五年十月廿六日条)にも家司・職事、侍を記名したとある。このよう を簡に記したことが窺えるし、忠通の北政所の侍簡 (『兵範記』 久安 師長の例のほか、本文中にも引用した忠通の例でも家司以下の名簿

- される。侍簡も主人の立場によって異同が存すると考えられる。 女御、北政所などの場合には、記載内容を異にした例があるのは注意 六日条)に記名されていたのは職事、侍のみであった。このように、 った准后平盛子の侍始で作られた侍簡(『兵節記』 仁安二年十一月廿 (『台記別記』久安六年正月十九日条) や、 清盛の女で基実の室であ
- 関係の統制に関する処罰、制裁は別稿を期したい。 り、侍所自身が懲戒機能を有したわけではない。摂関家における主従 勿論これは侍簡や名簿・令旨の管理を通してのみ行なわれるのであ
- とが問題となった時にも、「毎事不」改「本儀。簡、名簿唐櫃等如」元」 右記』)、保元三年八月十一日に関白基実の侍所を蔵人所に改称するこ 忠実家蔵人所の新設は蔵人簡の新造が記されているし(『殿暦』、『中 も、必ずこれらが取上げられている。例えば嘉承元年正月九日の閔白 (『兵範記』傍点引用者) とある。 先述(四二頁)した侍所より蔵人所への改称あるいは分割に際して

れている。東、西の侍(所)という場所に、これらの備品が設置され 而西侍立「中大盤・简辛櫃等。不可思議事」という忠実の言葉が記さ て、初めて家政機関としての侍所の機能が生ずることが明瞭である。 一方『台記』保延二年十二月十日条には、「侍へ東侍ニテ可」有也。

侍所職員の活動

検討するが、まず機関としての侍所と職員との関係を考察し、ついで各役職の活動についてふれる。 十二世紀における侍所職員として、別当、所司、侍などが存在したことはこれまでにふれてきた。本章ではその職務を

と考えられる。 しかし、 頼長の養女多子入内に際し作成された 侍簡

52

1 着到と宿

じめ、 役職者に命じられて行なうわけではなく、® やはり侍所の職員であったことがわかる。 別記』久安六(一一五〇)年正月十九日条には女御の侍に補された者に「宜、令、候。時所こ という命が下されており、⑥ 般に関与することは述べたが、侍もまた同様に多様な職務についていた。具体的には、 前 章でふれたように、 儀式等における雑事の奉仕、 侍所職員は基本的に職事である別当と、 所々の預や政所家令等の勤仕といったものがあげられるが、これらは必ずしも侍所の® 侍所の機能との関係は特に見出し得ないのである。 摂関家でも事情は同様と考えられる。 所司等も含む侍とに階層上、二分される。 夙に指摘されている警護活動をは しかし、その一方で『台記 職事が >家政全 侍は

摂籙家所収の「家司着到」 では、 侍は侍所によっていかに把握されていたのか。 「蔵人所着到」 がそれである。 次にこれを推測しうる一つの史料を掲げよう。 『朝 野 群 載

巻七

家司着到天仁三年二月日

一日年 大蔵大輔 主殿頭 因幡守 令広視

二日幸 主殿頭 右中弁

三日申壬

四日酉癸

五日成 右中弁 左少弁 主殿頭 大蔵大輔

以下如、此可、書,卅箇日

蔵人所着到天仁三年二日

日恢 別当信渡守 家俊 義弘 業俊 定季

義資

偷俊

信重

佰 別当信遵守 兵部少輔 保宗 倫傑

二日幸 別当 式部大輔 倫

別当参河大進 兵部大輔 妇

以下如、此醫、卅箇日

な活動をする別当や、 名されたのは政所、蔵人所の各職員に他ならないと言える。とすれば、各家政機関職員は着到によって自身の属する「所. 帳のようなものと推察できよう。そして家司着到には「令」、蔵人所着到には「別当」と記されていることから、 7出仕を管理されていたことになる。 器の 着到と名付けられてはいるが、 着 죌 先述の如く活動の面では直接侍所との関係が見出せない侍たちも、 は当時の摂政藤原忠実家の政所への、 また他の侍所にも着到作成の例は見出される。こうしてみると、 鎌倉時代以後に出現する「着到状」とは異なり、 また後者は蔵人所に対する毎日の出仕者を記した交名と考え 主人の側で出仕者を記名する台 究極的にはこうした形態で侍所 職事として多様 ここに記

関家蔵人所の別当、 けられていることより制度化されていたものと考えられる。 は記入の実態を述べる時に譲り(五八頁)、 に把握されていたと言うことができる。 その意味するところはやはり字義通り、主家に対する宿直であったと思われる。そして、 職司の宿所が並設されていたことも、この別当、 出仕者の管理といった着到記入の性格は侍簡のそれと共通しており、 そして侍は交替で主家に宿直することをその基本的職務としていたのである。 次に蔵人所着到にのみ記されている 侍の宿直制の存在を裏付けるものと思われる。 また、 第一章でふれた東三条殿の蔵人所 着到と侍所との関係が注目されるが、 「宿」について、 一瞥を加えておこう。 毎日「宿」の項目が (四〇頁) このように、 摂 設

されているが、ここでもやはり「宿」の項が特記され、 右のことは他にも類例を求めることができる。 例えば寿永元 (一一八二) 年の「侍所見参注文」には出仕した侍の名が 侍の宿直を示している。このほかにも侍が 「宿仕」 したり、

まず前者につい

て『兵範記』

保元二(一一五七)年八月廿四日条の、

右大臣藤原基実家所宛に関する記事が

注目され

も主家に奉仕した例が散見しており、 宿直は侍にとって最も基本的な職務であったと考えられる。

関連するであろうし、 問題は、 先年石井進氏によって明らかにされた、 また鎌倉幕府でも御家人が侍所に宿直したが、 国侍、 館侍の国衙や京の受領宅への上番、 これもやはり同じ制度的系譜の上にあると考えられ 宿直とい つ

以上、 摂関家の主要な家政機関では着到によって職員は出仕を管理されていたこと、 また摂関家蔵人所や諸 マの (侍所で

侍所別当と所宛

侍の宿直が行なわれていたことを明らかにした。

る。

答が交わされている。 年八月六日条の摂政九条兼実家所宛に関する記事によると、 結論から言うと、 次に侍所別当の職務を考える。 それは侍所宛によって宛行われる「所課」 職事等としての活動の中に、 を勤仕することであった。 兼実とその侍所別当であった高階資泰との間で次のような問 やはり侍所別当として行なう職務が見出されるのである。 例えば『玉葉』文治二(一一八六)

の所課とは儀式の準備、 このように、 所別当°然而初度事不、略1一方1软。 資泰朝臣申云、 **摂関家の所々の別当は所宛における所課の遂行を職務としていたのである。** 一身兼『両所別当》 運営等の行為と、 侍 所 外 所 、 所 、 所 無、所、見。 所課之間如何。 物資調達といった経済活動の二面を有したと考えられる。 於1今年1者猶可1構勤。於1侍所1者軽役也。 一事欲、被"免除1者。 余仰云、 所,申可,然。 強不」可」及、煩软者。 そして諸史料より、 但保安之例、 申』承之由 盛家朝臣兼』両 侍所別当

侍所宛 膱 議¬定子細」見 | 大間~ 偏准17宛永久三年1也。 職事下﨟阿波権守俊成執筆云々。

事盛業以下七八許輩参進。

定

この時の侍所宛は次のようなものであった。

侍所明年元正雜事

大盤

蔵人大夫

垂布

平 勾 当® 俊成

源勾当

源勾当

定器

保元二年八月 日

右所,定如,件。

定

明年年中行事

四方拜

正月

平勾当

俊成

源勾当

御粥 元三日

二月

春日祭御幣

大原野祭御幣

蔵人大夫 式部大夫

(三月以下略)

保元二年八月廿四日

引用が長くなったが、この記事には、三月以後も同じく年中行事名と、その所課を宛行われたと思われる人名が記され

(518): 56

次に所課のもう一つの面にふれよう。

ることになる。そこで十二世紀の摂関家における諸儀式での家政機関職員の活動を記した『執政所抄』と対照して、 ているのである。従って、 侍所宛の内容は諸餞式と不可分であり、各餞式で別当が果たす役割から所課の内容も解明しえ

『兵範記』に見えるいくつかの行事を検討してみよう。

まず、元旦の四方拝について、 『執政所抄』には次のように記されている。

未明□拝』天地四方,御事。

南庭供1御座1 弘筵二枚。 小筵一枚。政所 旬出納勤」之。四角立」燈、

(頭書) 御裝束々带行事衣冠

御座一帖。 御倉町、近代別沙汰

御随身二人。宿冠、

御手水桶杓。

昨日進1蔵人所(

下家司。 出納。 布衣、

このように儀式の場に必要な装飾、

件事。下煎職事参□被√勤π行之。先敷⊪弘莚二□。 供順座一帖。 随1御所体1有1莚道1

て所司とともに行なったのであり、こうした役割こそ、先にみた侍所宛における所課の内容の一面と考えられるのである。 所司行」之」となっていて、その準備等を担当したことが推察される。 以上のように職事は諸儀式の準備、 運営等を時とし

調度品の設定等が職事の役割だったのである。

一方三箇日の

「御出装束」は

「職事、

行なうが、蔵人 (侍) 所抄』を見ると、 蔵人所は年預下家司に命じて乗尻の禄を調進させているのである。こうした物資の調達の多くは家司 | 所別当が関与することも少なくなかった。やはり先の『兵範記』に「元正雑事」とされた品目も、 57

具体例をあげると、右の『兵範記』にも見える「春日御祭御幣」について『執政

(519)

担当者が ! 調進を命じられたものと解し得るし、また『玉葉』にも蔵人所職事に「殿中御簾」 が所役として課された記事が

あ る。 ® 恐らく先述した儀式の準備等に関連して、 担当者が必要品の調達も命じられたのであろう。

これは吉書として作成された事例と考えられるが、 対して、 なお、 女御家の例であるが、 その調達に際して右のように年預下家司を介して品物を調達させる方法が一般的であったと推察される。 侍所が別当等の連署により直接国衙に宛てて用途料の調進を命じた牒を発した記 侍所の性格の一端を示すものと言えよう。 摂関家には発給例はないが、 記録もある。 ゆ これに

同様の文書が作成された可能性も否定できない。

における準備、 以上、 侍所別当の職務についてふれたが、それは侍所宛によって課された所課の遂行を意味しており、 監督、 またその必要品の調達 ――一種の経済活動――といった内容だったのである。 具体的 には儀

3 **侍所所司とその**職務

に対し、 所司は先述の如く(四二頁) 頼通の時に出現し、以後一人乃至数人が必ず補されている。 所司は侍の中から選任された。 以下所司の職務を順次取上げることにしよう。 また、 別当が大夫層であったの

a、着到と見い

されていたのである。 .が各家政機関職員の出仕を監督する性格を有したことはすでにふれた (五四頁) が、 『兵範記』仁平二(一一五二) 年四月十三日条には次のような記事がある。 侍所の着到は所司によって記入

依は殿下仰い 召i右京少進国盛 仰;補品給三位殿侍所司」之由,殿下蔵人所司也。 即国盛着』彼侍所、自注π付着到、 行。所司作法1云々。

その子基実の侍所司として国盛が補された時の経緯が述べられているが、

注目されるのは、

関白藤原忠通の命によって、

理する、 新任の所司国盛が基実の侍所に着き、 これより、 機関の要とも言うべき立場にあったと言える。 侍所への出仕者の着到記入が所司の職務であったことが判明する。 自から着到を注し付けたことを平信範が 第一図で、所司座の前に着到が存したこともこの傍証となろう。 従って所司とは、 「行…所司作法」」と称したことなのである。 日常侍所職員の出仕を管

58

のと同じ目的で、

着到、

などがある。

このように、

所司は着到記入、

見参召集によって、

各儀式の出仕者を管理する中核とも言える役割を果たしていたこと

記』仁安二(一一六七)年正月廿七日条所載の、 主要な家政機関職員は全て出仕するが、 さらに注意されるのは侍所における儀式、ことに侍始等における着到記入の例である。 かかる侍より上層の職員に対しても所司は着到を記入している。 後白河の女御平滋子侍始における着到記入について、信範は次のように記 先述のごとく侍始には家司以下 同じく 『兵範

着到、 家司職事者、 職事下﨟兵部少輔親宗可ゝ注」之。 侍五位六位以下、 所司季衡可ゝ注、之云々。 是又無、謂。 併所司可1注着1

している

次の見参召集の例よりも裏付けられるのである。 の出仕を確認していたのである。これは女御家の例だが、 このように侍所における儀式に関しては、 家司、 職事といった上層の家政機関職員に対しても所司が着到を記入し、そ 摂関家においても事情は同一であったと思われる。 そのことは

が れているのである。 いくつか記されているが、その多くは蔵人所と関係しており、ことに所司が見参を集めたり催したりしたことが明示さ 見参の召集も着到記入と同じく、出仕の確認という意味をもつ作業であった。前にもふれた『執政所抄』にはその事 『執政所抄』の他には、 しかもその対象となった者には、家司、職事はもとより、僧侶など家政機関外の人々も含まれていた。 『兵範記』久寿三(一一五六)年二月五日条に、 基実の侍所司が随身等の見参を召集めた例 例

夏 に常に伺候し、その主要備品たる簡等の管理にあたっていたことを示唆するのではなかろうか。 になる。 侍所の備品、 さてこうした所司の職務は侍所簡による職員出仕の管理と不可分と考えざるを得ない。 調度品の設置にふれた二つの史料において、ともに所司の座が特記されていたことも、 見参を介して家司以下の家政機関職員の出仕も所司が確認することになり、 侍所簡に出仕を記入する 第一 章で取上げた(四〇 所司こそが侍所

ひいては他の出席者

名も調査するに到ったものと考えられる。

う。 しかしその職務はこれにとどまるものではない。右のごとき出仕確認と麦襄とも言うべき関係にあったと思われるの 侍所所司の職務は全家政機関職員を対象としており、 政所と並称される侍所の重要性を明示すると言えよ

b、 催 が、

次にふれる「催

促

なのである。

おける多くの出仕者を催促する立場にあり、 膳などを奉仕する四位の貴族をはじめ、検非違使といった家政機関と関係しない者をも含んでいる。 いる。これに対し、所司の場合は、先の見参と同様、きわめて多様な人々を対象としており、家司、の は関係なく政所が催促した例もあるが、その対象はほとんど陰陽師、仕丁、そして政所の職員である下家司等に限られて これに関する記事は二十余例にのぼるが、その大部分が蔵人所、及び所司によって行なわれていた。 『執政所抄』以外にも類例があるので、これをいくつか拾ってみよう。 再び 『執政所抄』 より所司の活動を取上げてみよう。先の見参召集にもまして注目される職務が この点では先の出仕管理の部分と同じであったと言えよう。 「催促」 従って所司は儀式に 職事はもちろん、陪 もちろん、蔵人所と 催促について なのである。

は周知の通りであるが、 は明白で、 家に仕えていた橘氏々人が所司に催促されていたことがわかる。このように催促が所司にとって重要な職務であっ。 諸司官人,同以進発」 したとあり、 同年十二月には所司の誤解によって大神祭奉幣使等が誤って出立したことが記されて た記事があるが、このとき以時は「宇治左府之時、侍所司以1廻文1取催也。 まず中宮の例であるが、長承元(一一三二)年の大原野祭奉幣に伴ない、 侍所司の果たす役割が明瞭である。 儀式において出仕者を確認する所司は、その催促をも担当していたことになる。 それだけに所司の果たした役割の意義は多大であったと言わねばならない。 一方『玉葉』には九条兼実が橘氏の氏爵を挙げる礼について家司橋以時に尋ね 崇徳の中宮聖子の侍所司信親が 今度同可、然云々。」と答えており、 貴族における諸儀式の重要性 しかし、 「催』具諸大夫 その職務は 主に摂関

このほかにもいくつか存在している。いずれも断片的史料ではあるが、これらを検討しよう。

奉幣馬の両儀式に際して所司が禄を行なったとある。そのほか、 まず、やや目立ったものとして賜禄が注目される。 その他の 『執政所抄』にも二月八日の法性寺修二会と十一月廿七日の日吉御 様々な祭礼や儀式において、小舎人、立明官人、の

特徴的職務ではないが、儀式において所司が受持った一面を示すと言えよう。

条使等に対し禄を与えたという。もちろん賜禄は他の家政機関職員によってもなされており、催促、着到、の

見参のような

侍よ

随身、

次に侍に対する指揮・統率の例があり、儀式の装飾舗設、 あるいは撤去に際して所司は侍を率いて活動している。

所へ収納していたし、頼長の養女多子の侍始でも、 り選任されるとは言え、やはり所司は一般の侍に対し上位にあったものと考えられる。 また、侍始における活動も注目される。第二章でふれた師長元服(四八頁)のときにも侍所司惟宗長賢が名簿、 所司に対して職事、勾当の仰書が下されている。 侍所における名簿、 令旨を侍

令旨の保管に関して所司が果たす役割を窺知し得るであろう。

が家政全体に関与する存在となったのに対し、所司はその名が示すように、あくまでも侍所本来の機能に密着した存在だ 枢という侍所の性格を明瞭に具現していたと言える。 たのである。 (蔵人) 名簿・令旨の保管、 所所司の職務を概観してきたが、基本的には十一世紀半ば以後の家政機関の確立によって別当、 侍簡の作成といった行動を通して示される所司の職務は、 主従関係の維持・統制 侍層 の中

1 宫 も五・六位の侍品の者が任じられる役職であった。しかしその事例は それに勾当などがある。まず侍長は十世紀末ごろより出現し、 通仁親王の場合(『永昌記』 天治元年六月廿六日条) を除けば、 このほか諸家の侍所に関して見出される役職として、 (『小右記』天元五年三月十一日条等)、中宮 (『兵範記』長承元年 いずれ

日条)と女性の家政機関に限って存在しており、摂関家の当主に関す の例には『中右記』大治四年十月廿三日条の本仁親王侍始で三蓉頫倫 るものは皆無であったために本論ではふれないことにする。また年預 記』仁安二年正月廿七日条)、北政所(『兵箴記』仁安二年十一月廿六 十一月三日条等)、女御 (『台記別記』久安六年正月十九日条、

ついてはこのあと註憶でふれる を補したものがあるが、他に例はなく考察の対象よりはずす。勾当に

現板来人家殺人語第十八」に「侍ノ兵立タル」 とあり、 侍が本質的に すぎると実態を誤認する恐れがある。例えば『今昔物語』巻廿七「鬼 は疑いない。もっとも武力的側面は侍の一面にすぎず、これを強調し 治承四年十一月廿四日条等)警護の武力として高く評価されていたの り(『殿暦』長治元年正月十一日条、同嘉承二年二月八日条、『玉葉』 主君やその近親の外出に際し、ごく内密の場合でも侍は随行してお

は兵(武士)と区別されていたことが明白である。

- 例も散見するが、一般的には行事家司や職事の統率下にあったと考え げると、『中右記』大治四年四月十三日条、『兵範記』長承元年七月 職務がかなり重要な意味をもっていたものと思われる られる。儀式の重要性や、その頻繁な回数を考えると侍にとってこの 元年四月廿一日条などには侍を「雑事」に用いたとある。 月一日条など。また『殿暦』天永二年三月廿一日条、『長秋記』長承 七日条、『台記別記』久安六年正月廿日条、『山槐記』治承二年十二 ったことが史料に見える。かかる事例は枚挙に暇がないが具体例をあ こうした場合、後述する(六一頁)ように侍所司に従って奉仕する 儀式において、装飾、調度等の設置及び撤去、あるいは清掃を行な
- 中原氏前掲論文にその事例が掲載されている
- 少ない。また行事職事の監督下で奉仕する場合、一応侍所別当が侍を 統率する形にはなるが、本文で後述する(五六頁)ように職事は儀式 全般を監督するのであり、とくに侍をのみ統率したわけではない。 註③でもふれたように所司に統率された例もあるがこれはきわめて
- 御として入内した際に補任された侍所職員の名が見られる。それによ 『台記別記』巻三、久安六年正月十九日条に、頼長の養女多子が女

蔭子正六位上宮道朝臣重能 久安六年正月十九日

被、仰云、件人宜、令、候、侍所、者

とあって先述(五一頁)した令旨と同一形態の補任辞令が発せられ 侍所に候すことが命じられている。 同年同月同日、別当正四位下行尾張守藤原朝臣親隆、

- 係が注目されよう。 たとあり、目的、記入形態とも貴族の着到と共通している。両者の関 は侍所で二行に対座し、侍所別当和田義盛が「侯」其中央、着到」し **頼朝の新邸移徙に関する記事が指摘しうる。この時、参候した御家人** と類似したものとしては『吾妻鏡』治承四年十二月十二日条所載の源 **筆要集』所収の着到の例文もやはり形態を異にする。この貴族の着到** 通しているが)。また、佐藤氏が「宿直番文類似の文書」と評した『雑 名を主人の側が記してゆく貴族の羞到とは全く異なる(但し目的は共 文書で、その初見は鎌倉末の正応三年であったという。これは出仕者 たり、自発的意志によって幕府などへ参着したことを記して提出する 到状」とは地頭御家人などの武士が不測の変事に際して、召集をうけ 例えば佐藤進一氏の『古文書学入門』二四二頁以下によると、
- 『兵範記』仁平二年四月十三日条など参照。詳しくは後述する(五
- 『平安逊文』四〇三四号。「侍所見参注文」(鹿田文書)

9

- 蔵人五位侍等役」之」とある。 ど。また『三条中山口伝』第四甲にも、 『殿暦』永久二年二月十六日条、『中右記』大治五年六月七日条な 「掌灯役人」は「摂政家ニハ
- 12 石井氏「中世成立期軍制研究の一視点」(『史学雑誌』第七八―十一
- 『吾妻鏡』建暦二年六月七日条によると、幕府の御所の侍所で、宿

直の「田舎侍」が闘乱したとあり、侍所と宿直の関係が窺われる。 た時代は下るが、将軍頼経の時、小侍所や西侍で御家人が宿直してい (同書、嘉禄元年十二月廿一日条、安貞三年正月十三日条など)。

- 所々別当は「所宛」において任じられたとされる。しかし本文でふれ 五頁)、他の所宛とはやや性格を異とする。 たように摂関家の政所、侍所別当は元服等に際して補されており(四 別当と所宛の関係は一般に説かれるところで、宮中や諸院、宮等の
- 恐らくは宛行うべき所課と人名を記したものであろう。 り判断するしかないが、大間鸖と名称が共通していることからみて、 書が想起されるが、この場合は明らかにこれと異なる。内容は前後よ 「大間」と言うと、除目の際に任ずべき人名と官職名を記した大問
- 当の活動は多様で階層も五・六位にまたがり、人数も各家に数名程度 の養女多子の侍所勾当を補した記事があげられる。摂関家における勾 その補任例としては『台記別記』久安四年八月十四日条に、頼長がそ いたらしい **侍所の職員として勾当が存在することはすでにふれてきた(四二頁)**

の有無を主人に伝える(同書、久寿二年九月十四日条)ことなどが指 ろうか。また註⑭に引用した女御家侍所牒にも勾当が署名しており、 の開催を告廻る(同書、仁平二年正月十一日条)ことや、家人の参任 八日条)、文書の取次ぎ (『台記』保延二年十二月廿八日条等)、 儀式 務はいずれも断片的であるが、 侍の引率 (『中右記』長治二年十二月 侍所宛所課の担当がその本来の職務であったことを裏付ける。他の職 にあたると思われる。勾当の語も、所課の勾当に由来するのではなか さて、この所課担当者中で「勾当」と記されているのが、侍所勾当

16 究序説」(『史学雑誌』七六ノ四所収)で詳細な検討を加えている。そ 『執政所抄』については、かつて義江彰夫氏が「摂関家領相続の研

> れたもので、永久元年を先例とする基実の所宛の前提となった行事内 事を記したものではなく、当時の摂関家々政機構の一般的な行事にふ の家政機構を記したものと考究した。また『執政所抄』は特定年の行 れによると成立時期は元永元年乃至保安二年の間とし、 容と概ね一致するものと考えられる。

- とある。同書によると、家司の所課等もこうして下家司を経て調進さ れる例が多く見られる。 人所仰。兼日渡□御厩。御厩請取。摺調□進蔵人所。乗尻参入給↘之。」 『執政所抄』の春日祭御幣神馬事の記事には「年預下家司。
- 殿中御簾、職事二人所役也。」とある。 先にも引用した『玉葉』文治二年八月六日条には「蔵人所々役之中
- 所牒が記されている。 『台記別記』巻三、久安六年正月十九日条には頼長の養女多子の侍

女御家侍所牒 能登国衙

可四早令加進二上垂布十五段一事

侍所用途料、可,進上,之状、 牒送如,件。

久安六年正月十九日

「今日即成』侍所牒。雑具等召」諸国。職事連署加ゝ判」とある。 また、『兵窥記』仁安二年正月廿七日条の、女御平滋子の侍始では

五年十月十九日条、 条には、中宮の侍所所司に侍の上臈二人を任じているし、 隆長らの所司も、ともに侍の中から任じられている (『兵範記』 久安 前章註⑪(五一頁)でもふれたが、『中右記』大治五年二月廿七日 『台記別記』仁平元年二月十六日条、本文四五百

典型的な侍品に属する者であった。 からにいずれも五位又は六位で、参照)。 このほか史料に見出される所司はいずれも五位又は六位で、

- の側で記入することもあり、また着到のように毎日の出仕者を記入しった。見参は出仕の確認という点では着到と共通しているが、出仕者合はそれと異なり、本文中に記した通り儀式等への出仕者の交名であ過。通常、見参とは主従関係締結の儀式そのものを意味するが、この場
- を除いて、いずれも歳人所と関係している。

 珍、三月晦日の仁和寺理趣三昧事に「事畢、行事進」見参二とあるのの。 見参に関する記事は、元三や正月四日の阿弥陀堂修正など六例ある

た例はないことなどの相違が見られる。

- 聯結願などに所司の見参召集等の記載がある。四日の修正結願事、二月二日の宇治殿忌日、十二月四日の法成寺御八四日の修正結願事、二月二日の宇治殿忌日、十二月四日の法成寺御八四日の阿弥陀堂修正には「所司進₁見参」」とあるほか、正月十
- ご月二日の宇治殿忌日の例。
- ② 正月十四日の修正結願事の例。
- 促の記事が見られる。 一年中の主な祭礼、儀式等に関して、催
- ② 正月晦日の晦日御祓事、三月一日の河原御祓所事、四月上酉日の梅

れの儀式でも彼らは政所に催されており、陰陽師や仕丁と致所との関宮祭奉幣事等で、こうした人々が政所に催促されている。また、いず

- ☞ 六月晦日の御祓事の例。 係が注意される。
- ∞ 三月一日の御燈御祓御出事の例。このほか祭使、前駈等を催す例はがある。 元日御節供事、三月一日の河原御祓所事、八月晦日の御祓事等の例
- 9 三月一日の名誉を確認機関職員以外の者を含むこともあったと考えら多いが、これらも家政機関職員以外の者を含むこともあったと考えられる。
- 『兵範記』長承元年十一月十九日条。
- 同書、長承元年十二月二日条。

32

- ◎ 『玉葉』治承元年十二月廿九日条。
- ☞ 『台記』久安四年十一月廿五日条。
- ⑱ 随身、祭使の例はいずれも『玉葉』治承三年十一月二日条戀 『兵範記』久安五年十月十九日条。
- ⑤ 『台記別記』巻三、久安四年八月十四日条。

(中宮の例)。

『山槐記』治承二年十一月一日条。『兵範記』長承元年十二月八日

結び

以上で十二世紀の摂関家を中心とした侍所の考察を終えるが、主要な論点は次のようになる。

○一分のではまず宮中に出現するが、これは殿上の別称であった。そしてほぼ同じころ藤原氏等にも侍所が成立する。

を果たしており、家政機関としての侍所の機能と不可分の存在であった。 □殿上の備品であった大盤、日給筒、櫃はいずれも藤原氏の侍所にもあった。これらの品物は侍所において重要な役割

る主従関係の中枢とも言うべき存在であった。 侍所は家司以下の名簿、 令旨を収めた櫃や、 その出仕を管理する日給簡を保管した場所で、 家政機関内におけ

四十一世紀以後、侍所は家政機関として確立され別当・所司侍等の職員を有したが、 別当と侍は家政全般に関与する立

場にあり、 着到によって侍所への出仕を管理されていた。

簿、 知これに対し所司は、 令旨の保管等をその職務としており、 侍所の備品である侍簡 家政機関としての侍所の、 (日給簡)、 櫃の機能と関連する着到記入、 本質的機能と密着した存在だったのである。 見参召集、 催促、 ある い 、は名

る f 期の摂関家は院政の確立の前に、 たのは、 対する統制の一端を担うものであり、 摂関家の大きな特徴があると考えられる。 ゕ かか わらず、 侍所の本質的機能が、 前世紀半ば以後に進行した家政機関の拡充と、 内部機構の拡充、 家政機関職員に対する出仕管理や主従関係の統轄にあることを指摘したが、 そして家政機関職員に対する主従関係の強化が見出されるところに、 政治的権威の下降を余儀なくされていたのは周知の通りである。 主従関係の強化を反映すると考えられる。 その職員機構の整備に対応したものに他ならない。 十二世紀初期より、 こうした政治的不遇に かかる機能が発現し 中世成立期に これ 方、 は この時 職員に におけ

付記

と関連した記述がみられるが、投稿後であったため参照しえなかった。井原氏の諒承を乞いたい。 先頃 『歴史学研究』四九一号に発表された井原今朝男氏の力作「摂関家政所下文の研究 院政期の家政と国政 には、 本論

(京都大学大学院生

Samurai-dokoro 侍所 in the later Heian Period chiefly at the Sekkan Family 摂関家、 the regent family

by

Yasuo Motoki

This article is to give light on *Samurai-dokoro* which is the main institution of domestic economy in the later Heian Period. Particularly our research is concerned with that of the *Sekkan Family*.

At first, Samurai-dokoro appeared in the imperial court as another name given to $Tenj\bar{o}$ 殿上. About the same time came out that of the Fujiwaras 藤原氏, the Sekkan Family. It is clear that $Tenj\bar{o}$ and Samurai-docoro were closely related, because they had commonly the fixtures, such as Taiban 大解, Hitsu 概 and Kan 管.

These three fixtures played such important roles in the Samurai-hajime 侍始, that we can regard them unseparable from the function of Samurai-dokoro as the agency of domestic economy. Especially Kan and Hitsu show the character of Samurai-dokoro as the center which managed the vertical relation in the organization. Hitsu was the box for the Ryōjis 令旨, the messages of appointments and the Myōbu 名簿, the list of the officials. Kan controlled their presence.

Samurai-docoro consisted of those members called Bettō 別当, Samurai 侍 and Shoshi 所司 etc.. Bettō and Samurai generally took part in domestic economy, while Shoshi kept Hitsu, registered the Chyakutō 着到, arrival of the officials and urged them. These tasks of Shoshi were near to the original ones of Samurai-dokoro.